

環境創出に関する行動計画書 (平成29年2月23日作成)

1 環境創出協定第4条に基づく維持管理目標値及び将来目標値等

注: 法令が適用されない 項目等に関しては、 「-」を記入する。		法令に基づく 規制基準	維持管理 目標値	将来目標値及び 到達目標年	自主検査 の頻度
大気汚染 (排出ガス)	硫黄酸化物	地域区分許容限 度値(Ｋ値) 17.5 以下	10.0以下	8.0以下	2回/年
	窒素酸化物	180ppm以下	150ppm以下	150ppm以下	
	ばいじん	0.8g/Nm ³ 以下	0.15g/Nm ³ 以下	0.1g/Nm ³ 以下	
	塩化水素	-	-	-	
水質汚濁 (排出水)	pH	高山市下水道条例			
	BOD	5.0~9.0 600mg/L以下	5.8~8.6 400mg/L以下	5.8~8.6 400mg/L以下	12回/年
	SS	600mg/L以下	400mg/L以下	300mg/L以下	
	COD	-	-	-	
	n-ペキサン抽出物	5mg/L以下	3mg/L以下	3mg/L以下	
	鉱油類 動植物油類	30mg/L以下	20mg/L以下	15mg/L以下	
ダイオキシン類 (焼却炉)		-	-	-	-
ダイオキシン類 (排出水)		-	-	-	-
騒音	昼間	(dB) 70以下	(dB) 65以下	(dB) 65以下	2回/年
	朝・夕	65以下	60以下	60以下	
	夜間	60以下	60以下	60以下	
振動	昼間	(dB) 65以下	(dB) 65以下	(dB) 55以下	1回/年
	夜間	60以下	55以下	50以下	
悪臭	-	-	-	-	-
産業廃棄物	プラスチック 廃棄物、 医薬品廃棄物、 感染性廃棄物		平成27年実績を 基準として、生産 実績に対し5%削 減	平成27年度実績 を基準として、生 産実績に対し 10%の削減	1回/月
中間処理施 設	汚泥脱水機				1回/年
土壤調査 (ガス分析)	ジクロロメタ ン	検出されないと	検出されないと	検出されないと	1回/年

2 具体的策及び予防処置

一 上記の目標値を達成させるための具体的な方策

- (1) 大気汚染 設備の日常管理により大気の汚染を軽減する。
- (2) 水質汚濁 設備の日常管理により排水の汚染を軽減する。
- (3) 騒音 設備の日常管理により異常音の発生を防ぐ。
- (4) 振動 設備の日常管理により異常振動の発生を防ぐ。
- (5) 悪臭 適正な運用管理で拡散を防ぐ。
- (6) 産業廃棄物 分別管理及びリデュース、リユース、リサイクルを徹底し削減に努める。

- (7) 中間処理施設 設備の管理により機能の維持に努める。

二 予防処置

- (1) 大気汚染 ボイラー燃料を低硫黄（ローサルファー）A重油として運用。
- (2) 水質汚濁 排水は全て下水道に投入しているが下水道への負荷低減のため排水処理設備により処理した後、下水道に投入している。また排水の COD、pH、排水量を自動計測により常時監視している。

3 廃棄物対策

産業廃棄物の分別の徹底と最適な処理委託業者選定を行い、ゼロエミッションを進めます。また、環境に優しい合理的な製品作りを目指す。

- (1) リデュース 繼め生産や生産効率の向上にて削減強化
- (2) リユース 資材原料メーカー、社内、製品発送などの折りたたみコンテナーを使用しダンボールなどの削減強化
- (3) リサイクル 分別強化によるプラスチック類やダンボールの再資源化の実施

4 温室効果ガス排出抑制対策

(1) 緑化の推進

緑地の適性管理と花木の植裁剪定維持。

(2) エネルギー等使用量の削減

- 1) エネルギー使用の合理化に関する法律に基づき、原単位あたりのエネルギー使用量を前年度比 1% 削減する。
- 2) ボイラーの効率運転運用、蒸気配管バルブ・ジャケットの保温を進めて、化石燃料利用の低減を推進し CO₂ 削減を図る。
- 3) 省エネ機器（高効率冷凍機・変圧器・モーター、LED 蛍光灯等の採用）の利用促進、既設機器の省エネ更新の対応。

(3) 発生する余熱等の活用

- 1) 空冷コンプレッサー、無停電電源（UPS）などの廃熱利用による暖房効率の改善
- 2) 精製水製造から発生する中水の冷却塔、トイレなどの洗浄水に再利用促進
- 3) 食堂での工場排水熱を利用した暖房

(4) 作業車両及び自動車の対策

工場内には電動自動搬送設備や自動ラック倉庫を張り巡らせ、CO₂ の削減を推進。その他の単体搬送も工場内は全数電動リフト使用。

5 グリーン購入に関する具体的な内容

- (1) 事務用品等については、環境に配慮した商品を使用する。
- (2) 使用する資材等については、極力有害性のないもとする。
- (3) 調達先の選定については、環境に配慮した企業を優先とする。

6 その他の環境創出に関する対策

- (1) 工場内外、近辺の定期的な清掃活動。
- (2) 工場団地入り口等での花壇管理。
- (3) 地域関係者を工場見学に招待する等して広く意見を求め、新たな環境創出活動につなげる。